

■ 市民税・県民税・森林環境税の非課税基準について

【均等割】

＜未成年の方＞

合計所得金額が135万円以下で非課税

＜障害者控除（本人）・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用がある方＞

合計所得金額が135万円以下で非課税

＜配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。＞

合計所得金額が右記の金額以下で非課税：{32万円×（配偶者を含む扶養親族の人数+1）}+28万9,000円

※上記の複数に当てはまる場合、より大きいほうの金額以下が適用されます。

＜上記のいずれにも該当しない方＞

合計所得金額が42万円以下で非課税

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、上記にかかわらず非課税となります。

【森林環境税】

＜未成年の方＞

合計所得金額が135万円以下で非課税

＜障害者控除（本人）・寡婦控除・ひとり親控除のいずれかの適用がある方＞

合計所得金額が135万円以下で非課税

＜配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。＞

合計所得金額が右記の金額以下で非課税：{31万5,000円×（配偶者を含む扶養親族の人数+1）}+28万9,000円

※上記の複数に当てはまる場合、より大きいほうの金額以下が適用されます。

＜上記のいずれにも該当しない方＞

合計所得金額が41万5,000円以下で非課税

※生活保護法の規定による生活扶助を受けている方は、上記にかかわらず非課税となります。

【所得割】

＜配偶者控除や扶養控除の適用がある方 ※同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族も数に含みます。＞

総所得金額が右記の金額以下で非課税：{35万円×（配偶者を含む扶養親族の人数+1）}+42万円

＜上記に該当しない方＞

総所得金額が45万円以下で非課税

※均等割が非課税の方は、上記にかかわらず所得割も非課税となります。

■ 所得金額調整控除について

下記の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

(1) 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当される方

- ・本人が特別障害に該当する。
- ・年齢23歳未満の扶養親族がいる。
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる。

所得金額調整控除額

= (給与収入金額(※1) - 850万円) × 10%

(※1) 1,000万円を超える場合は1,000万円

(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、次に該当される方

- ・給与所得控除後の給与等の金額(※2) 及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える。

(※2) 給与等の収入金額が850万円を超える方の控除がある場合は、上記(1)適用後の金額

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額(※3) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※3)) - 10万円

(※3) 10万円を超える場合は10万円

■ 個人住民税申告の電子化について

市ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp/> の「くらしの情報」→「税金」→「市・県民税」からご覧いただけます。

【マイナンバーカードを使って電子で申告する場合】

令和8年度の申告から、マイナンバーカードとマイナポータルを使って申告することが可能になりました。詳細については、右のQRコードからご覧ください。



■ Web上で令和8年度市民税・県民税申告書の作成と税額の試算ができます

○システムに入力し、申告書を印刷してください。

「給与収入のみの方」「年金収入のみの方」は、源泉徴収票をお手元にご用意の上で画面の指示に従って数字を入力するだけで、簡単に申告書の作成、印刷ができます。印刷した申告書は、申告に必要な書類とともに郵送してください。

○税額試算ができます。

令和7年中の収入や控除に関する金額をシステムに入力すると、令和8年度市民税・県民税の税額を試算することができます。